

①



禁 煙
No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

兵庫県

②



喫煙可能
Smoking permitted

20歳未満の方と妊婦の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

兵庫県

③



喫煙区域あり
Smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

兵庫県

④



喫煙区域
Smoking area

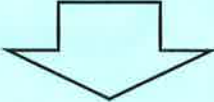
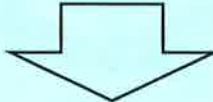
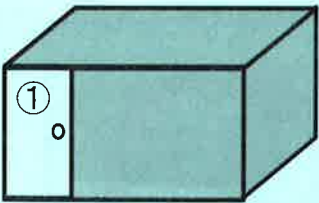
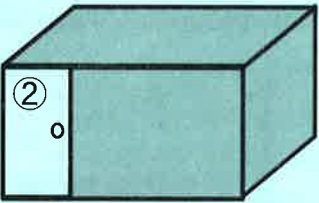
20歳未満の方と妊婦の方は立ち入れません。

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

兵庫県

兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例 表示ステッカー

改正条例の施行に伴い、令和2年4月より、多数の人が利用する施設は原則建物内禁煙となります。
 ただし、一定の条件を満たせば施設によっては喫煙可能もしくは喫煙場所(室)を設けることができます。
 なお、喫煙の可否について表示が必要となりますので、下記の要領で施設入口に表のステッカーを貼付してください。

建物内を禁煙にする	●既存小規模飲食店※1 ●シガーバー(スナック)※2 で店舗内の全部を 喫煙可とする	建物内の一部に喫煙場所(室)※3 を設ける	
			
①  禁 煙 No Smoking 「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。 兵庫県	②  喫 煙 可 能 Smoking permitted 20歳未満の方と妊婦の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。 兵庫県	③  喫煙区域あり Smoking room available 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。 兵庫県	④  喫 煙 区 域 Smoking area 20歳未満の方と妊婦の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。 兵庫県
			
建物の入口 に貼付してください。 (飲食店は必ず 貼付してください。)	店舗の入口 に貼付してください。	建物の入口 に貼付してください。	建物内の喫煙場所 (室)入口に 貼付してください。 (④は大学、公園等の屋外 に喫煙場所を設ける場合 にも使用できます。)

※1 ①令和2年4月1日時点で営業、②個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営、③客席面積100㎡以下の飲食店
 ※2 ①たばこを対面販売、②「通常主食とされる食事(米、めん類等)」を主として提供していない飲食店

※3 喫煙場所(室)の構造等の要件

建物内に喫煙場所(室)を設ける場合、以下の要件を満たす必要があります。

- ①壁、天井等で区画してください。
- ②喫煙場所(室)入口への風速が0.2m毎秒以上必要です。
- ③たばこの煙を直接屋外に排出してください。
- ④喫煙場所(室)に喫煙を行う所である旨、20歳未満の者及び妊婦は立入り禁止である旨の表示をしてください。

